令和６年能登半島地震により被害を受けられた方へ

被災者支援制度
利用の手引き

令和７年７月16日時点

この手引きの趣旨と注意点

　この手引きは、被災された市民の方が生活や事業の再建を進める際に参考としていただくため、国・県・市による支援制度を取りまとめたものです。

新　潟　市

※この手引きは、各制度に記載してある更新日時点の情報を、
　とりまとめて掲載しています。
　今後、支援策が追加された場合や変更となった場合は、随時更新
　いたしますので、右記二次元コードよりご確認ください

目次

親や子ども等が死亡

A001 災害弔慰金 1
B001 災害障害見舞金 2
C001 被災者生活再建支援事業 3
C003 緊急小口資金特例貸付 4
C004 母子父子寡婦福祉資金(生活資金) 5
C005 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金) 6
C006 母子父子寡婦福祉資金(転宅資金) 7
C007 母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長(事業開始・事業継続・住宅資金) 8
C008 母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収 9
C009 母子父子寡婦福祉資金の支払猶予 10
C010 寡婦福祉資金の所得制限適用除外 11
C011 恩給担保貸付 12
E004 特別支援学校への就学奨励事業 13
E005 小・中学生の就学援助措置 14
E006 高等学校等授業料の減免(市立学校) 15
E007 高等学校奨学金の緊急貸与 16
E008 高校等で学び直す者に対する修学支援 17
E009 高校等専攻科の生徒への修学支援 18
E010 高校生等奨学給付金 19
E011 高等教育の修学支援新制度(家計が急変した学生) 20
E012 大学等授業料等減免措置 21
E013 国の教育ローン 22
E014 緊急採用奨学金 23
E015JASSO 災害支援金 24
E016 児童扶養手当の支給制限解除等 25
E017 ひとり親家庭等医療費助成の支給制限解除 26
E018 保育料の減免 27
E019 私立高等学校学費助成 28
E020 県立高等学校等の入学考査料の減免 29
E021 ひまわりクラブ利用料の減免 30
E022 ひとり親家庭等医療費助成の一部負担金の助成 31
E023 こども医療費助成の一部負担金の助成 33
E024 妊産婦医療費助成の一部負担金の助成 35
F001 固定資産税・都市計画税の減免 37
F003 市税の納税の猶予 38

F004 県税の申告・納税等の期限の延長・納税の猶予 39
F006 国税の特別措置 40
F015 医療保険の窓口負担の減免措置等 42
F016 国民年金保険料の免除 43
F017 確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長 44
F018 後期高齢者医療保険料の減免 45
F019 後期高齢者医療一部負担金の免除 46
F020 国民健康保険料の減免等 48
F021 国民健康保険一部負担金の免除 49
F023 介護保険利用料免除 51
F024 新潟市重度障がい者医療費助成の支給制限解除 52
F025 障がい福祉サービス等に係る利用者負担額の減免 53
F026 療養介護医療等に係る利用者負担額の減免 54
F027 特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の支給制限解除等 55
F028 在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業の支給制限解除 56
F029 自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い 57
F030 自立支援医療に係る自己負担額の免除 58
F033 特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化 59
F034 養育医療受診に係る手続きの簡素化 60
F039 個人市民税・県民税の雑損控除 61
F040 被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例 62
F041 被災償却資産の代替償却資産に対する固定資産税の特例 63
G001 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 65
G002 生活困窮者自立支援制度 66
G003 生活保護 68
H001 未払賃金立替払制度 70
H002 雇用保険の失業等給付 72
I001 ハロートレーニング（公的職業訓練） 73
I002 職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給 74
I003 職場適応訓練費の支給 76
L001 被災家屋等の解体・撤去（費用償還） 78
L002 災害復興住宅融資（建設・購入） 79
L004 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 80
L006 共同管工事助成 81
L007 液状化等被害住宅建替・購入支援事業 82
L008 新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業 83
L009 確認検査手数料等の減免 84
M001 災害復興住宅融資（補修） 85

M002 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））..... 86
N001 市営住宅への災害による入居..... 87
N002 賃貸型応急住宅の供与..... 88
N003 被災者転居費支援事業..... 89
O003 液状化等被害住宅修繕支援事業..... 90
P002 液状化被災宅地等復旧支援事業..... 91
R001 長期優良住宅化リフォーム推進事業..... 93
R002 地域型住宅グリーン化事業..... 94
S001 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付..... 95
S002 新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業..... 96
S003 新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業..... 97
T001 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）..... 98
T002 生活衛生改善貸付..... 100
T003 令和 6 年能登半島地震特別貸付..... 101
T005 災害関係保証..... 103
T006 セーフティネット資金（経営支援枠・能登半島地震対応要件）..... 104
T007 各種事業者向け融資制度..... 105
T009 中小企業等の事業再建支援（なりわい再建支援事業）..... 107
T010 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）..... 108
T011 被災住家等の復旧・再建事業者利子軽減事業..... 109
U001 新潟市国際交流協会..... 110
U002 新潟県国際交流協会..... 111
V003 災害ごみ（能登半島地震）自己搬入の処理手数料減免制度..... 112
X001 水道料金・下水道使用料の減免..... 113
Z001 各種相談窓口..... 114

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**災害弔慰金**
支援の概要	地震により死亡された市民のご遺族に対して、弔慰金を支給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（５００万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給
対象者	●災害により死亡した方のご遺族です。 ●ご遺族の範囲 ア．配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ．上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
措置の期間等	
申請方法	●福祉部福祉総務課窓口
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/news/saigaityouikin.html
電子申請	
お問い合わせ	福祉部福祉総務課　025-226-1169

更新日付：2024/3/7

制度の名称	**災害障害見舞金**
支援の概要	地震により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対して、障害見舞金を支給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障がいを受けた場合：市町村条例で定める額（１２５万円以下）を支給
対象者	●災害により以下のような重い障がいを受けた方です。 １．両眼が失明した人 ２．咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ３．神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ５．両上肢をひじ関節以上で失った人 ６．両上肢の用を全廃した人 ７．両下肢をひざ関節以上で失った人 ８．両下肢の用を全廃した人 ９．精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と 同程度以上と認められる人
措置の期間等	
申請方法	●福祉部福祉総務課窓口
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/news/saigaityouikin.html
電子申請	
お問い合わせ	福祉部福祉総務課　025-226-1169

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**被災者生活再建支援事業**
支援の概要	住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に支援金を支給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●被災状況に応じて、被災者生活再建支援金を交付します。 （最大）全壊：400 万円、大規模半壊：300 万円、中規模半壊：150 万円、半壊：50 万円 ※再建方法や世帯構成によって異なります
対象者	罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた方
措置の期間等	
申請方法	●被災相談窓口
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/seikatsusaiken/seikatushienkin.html
電子申請	
お問い合わせ	福祉部福祉総務課　025-226-1169

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**緊急小口資金特例貸付**
支援の概要	被災により当座の生活費を必要とする世帯に資金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●令和６年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。 【限度額】　原則として、１０万円以内 ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は２０万円以内とする。 （１）世帯員の中に死亡者がいるとき。 （２）世帯員に要介護者がいるとき。 （３）世帯員が４人以上いるとき。 （４）前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。 【貸付利率】　無利子 【償還】　据置１年以内、償還２年以内 【その他】　連帯保証人不要
対象者	●令和６年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）。
措置の期間等	随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/news/koguchishikintokurei.html
電子申請	
お問い合わせ	【制度について】 新潟県社会福祉協議会：025-281-5522 【相談申込について】 新潟市社会福祉協議会権利擁護推進係：025-248-4545

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金（生活資金）**
支援の概要	ひとり親家庭となって 7 年未満の方に生活の安定に要する資金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●生活の安定・継続に要する資金を貸し付けます。 【貸付限度額】月額 10 万 8 千円×3 ヶ月 【貸付利率】無利子又は年利 1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から 6 ヶ月 【償還期間】据置期間経過後 8 年以内
対象者	●母子家庭又は父子家庭となって 7 年未満の母又は父
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/shien/hitorioya/seikatsushien/kashitsuke.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）**
支援の概要	ひとり親・寡婦に住宅を建設・補修等をするための資金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金を貸し付けます。 【貸付限度額】150 万円（普通） 200 万円（災害の場合） 【貸付利率】無利子又は年利 1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から 6 ヶ月 【償還期間】据置期間経過後 6 年以内 ※災害の場合は 7 年以内
対象者	●母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/shien/hitorioya/seikatsushien/kashitsuke.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）**
支援の概要	ひとり親・寡婦に住居の移転に必要な資金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26 万円 【貸付利率】無利子又は年利 1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から 6 ヶ月 【償還期間】据置期間経過後 3 年以内
対象者	●母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/shien/hitorioya/seikatsushien/kashitsuke.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長（事業開始・事業継続・住宅資金）**
支援の概要	被災したひとり親・寡婦は、同資金の据置期間が延長されることがあります。
支援の種類	期間延長
支援の内容	●災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から 1 年以内に貸し付けられる場合には、その据置期間を貸付の日から 2 年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、厚生労働大臣が定める期間延長することができます。
対象者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収**
支援の概要	被災したひとり親・寡婦は、同資金の違約金が免除されることがあります。
支援の種類	免除
支援の内容	●支払期日までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは違約金を徴収しないことができます。
対象者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**母子父子寡婦福祉資金の支払猶予**
支援の概要	被災したひとり親・寡婦は、同資金の償還金の支払いが猶予されることがあります。
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは支払いを猶予します。ただし、連帯借主がいる場合で、連帯借主が償還金を支払うことができると認められる場合はこの限りではありません。
対象者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**寡婦福祉資金の所得制限適用除外**
支援の概要	被災した寡婦は、同資金の所得制限が適用除外となる場合があります。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●災害により、生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦であっても、所得制限を適用しません。
対象者	●災害により被害を受けた方
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**恩給担保貸付**
支援の概要	軍人恩給や援護年金などを担保に、生活・事業資金等を融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●軍人恩給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：250 万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の 3 年分以内 対象経費：住宅などの資金や事業資金 保証人等：軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
対象者	●軍人恩給や援護年金などの受給者の方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/onkyuu.html
電子申請	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 新潟支店 電話 0570-018548（ナビダイヤル）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**特別支援学校への就学奨励事業**
支援の概要	被災により特別支援学校等への就学が困難になった方に、必要な通学費等を援助します。
支援の種類	給付・現物支給
支援の内容	●特別支援学校や小中学校の特別支援学級等への就学にかかる経済的負担を軽減するため、就学に必要な学用品費、通学費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
対象者	●特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者
措置の期間等	
申請方法	●在籍する学校へ申出
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/school_jyosei/school_jyosei2.html
電子申請	
お問い合わせ	学校 【特別支援学校に在籍されている場合】 新潟県教育庁義務教育課 025-280-5601 【市立小中学校特別支援学級に在籍されている場合】 教育委員会学務課　025-226-3168

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**小・中学生の就学援助措置**
支援の概要	経済的な理由により就学が困難な方を対象に、学用品費や給食費等を援助します。
支援の種類	給付・還付
支援の内容	●経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
対象者	●経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
措置の期間等	申請した月から対象
申請方法	●在籍する学校へ申出
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/school_jyosei/school_jyosei1.html
電子申請	
お問い合わせ	学校、教育委員会学務課　025-226-3168

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高等学校等授業料の減免（市立学校）**
支援の概要	所定の要件を満たした生徒の保護者を対象に、市立高校の授業料を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●申請により、授業料を減免します。（ただし授業料の請求がある者に限ります）
対象者	●天災その他不慮の災害により、災害を受けた日以降の市町村民税の全額を免除された、市立高等学校の生徒の保護者（中等教育学校後期課程含む） ●災害等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づく保護基準額を下回る、市立高等学校の生徒の保護者（中等教育学校後期課程含む）
措置の期間等	
申請方法	●在籍する学校へ申出
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	学校、教育委員会学務課　025-226-3163

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高等学校奨学金の緊急貸与**
支援の概要	災害により家計が急変した高校生へ、奨学金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により家計が急変した高校生に対して、緊急採用奨学金を貸し付けます。 ※随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
対象者	●災害により家計が急変した高校生
措置の期間等	随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	新潟県教育庁高等学校教育課 025-280-5240 025-285-6887

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高校等で学び直す者に対する修学支援**
支援の概要	災害により家計が急変した高校等で学び直す方に、授業料を支援します。
支援の種類	給付
支援の内容	●高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援します。
対象者	●通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行いますが、被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344146.htm
電子申請	
お問い合わせ	新潟県大学・私学振興課　025-280-5020

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高校等専攻科の生徒への修学支援**
支援の概要	災害により家計が急変した高校等専攻科に通う生徒に、授業料を支援します。
支援の種類	給付
支援の内容	●高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料を支援します。
対象者	●通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行いますが、被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344146.htm
電子申請	
お問い合わせ	新潟県大学・私学振興課　025-280-5020

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高校生等奨学給付金**
支援の概要	災害により家計が急変した世帯へ、授業料以外の負担軽減のため給付金を支給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。
対象者	●都道府県が家計急変による経済的理由から住民税非課税世帯に相当すると認める方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/1356789784647.html
電子申請	
お問い合わせ	新潟県大学・私学振興課　025-280-5020

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）**
支援の概要	災害により家計が急変した世帯へ、給付型奨学金と授業料等減免により支援します。
支援の種類	減免・給付
支援の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に，学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
対象者	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行いますが、災害等の影響で家計が急変した場合には，家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm
電子申請	
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金の担当の窓口） 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当の窓口）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**大学等授業料等減免措置**
支援の概要	災害により家計が急変し授業料の納付が困難な学生の授業料等を減免します。
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
対象者	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**国の教育ローン**
支援の概要	入学資金、在学資金等の教育資金を融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：学生・生徒１人あたり 350 万円以内 対象経費：学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等 保証人等：（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の４親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
対象者	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話 0570-008656

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**緊急採用奨学金**
支援の概要	災害により家計が急変した学生に、奨学金を貸与します。
支援の種類	貸与
支援の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
対象者	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html
電子申請	
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**JASSO 災害支援金**
支援の概要	学生又はその生計維持者の住宅が半壊以上や床上浸水した場合、支援金（10 万円）を支給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金（10 万円）を支給します。
対象者	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html
電子申請	
お問い合わせ	在籍する各学校（JASSO 災害支援金担当窓口）

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**児童扶養手当の支給制限解除等**
支援の概要	災害で財産価格の概ね 1/2 以上の被害を受けた場合、同手当の支給制限解除または認定請求に関する緩和をします。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●同手当の受給資格がある方のうち、自己または扶養義務者等が災害により財産の価格(災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く)の概ね 1/2 以上の損害を受けた場合に、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除します。(※) ●災害を理由に認定請求ができなかった場合、その理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることができます。 ※所得による手当の支給制限を受けていない者（全部支給者）は対象になりません。また、被災された年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、支給制限の解除により支給された手当について、後日返還していただく必要があります。
対象者	●申請予定者、受給資格者
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	詳細は各区役所健康福祉課までお問い合わせください。
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7230 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/4/3

制度の名称	**ひとり親家庭等医療費助成の支給制限解除**
支援の概要	災害で財産価格の概ね 1/2 以上の被害を受けた場合、同助成の支給制限を解除します。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除します。
対象者	●自己または扶養義務者等が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね 1/2 以上の損害を受けた、申請予定者
措置の期間等	
申請方法	●各区役所健康福祉課窓口
申請に必要なもの	詳細は各区役所健康福祉課までお問い合わせください。
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7230 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/10/9

制度の名称	**保育料の減免**
支援の概要	災害により住宅等に著しい被害を受けた方を対象に、申請に基づき、被害の程度に応じて保育料を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	申請に基づき、罹災証明書に記載された被害の程度に応じて、保育料の全部または一部を減免します。 ●全壊の場合　全額減免 ●大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の場合　　半額減免
対象者	●災害により住宅等に著しい被害を受けた、保育所等の在園児の保護者
措置の期間等	令和 6 年 1 月～6 月の保育料 ※減免期間の後も申請可能です。申請受付後に減免を決定し、遡って還付します。
申請方法	●電子申請 ●各区役所健康福祉課窓口 ●利用保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育所） ●郵送
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/life_stage/azuketai/hoiku_sanntei.html
電子申請	https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/92ca00c5-4caf-46c7-9714-b3c37a49c65e/start
お問い合わせ	●こども未来部幼保運営課　025-223-7375

更新日付：2024/7/16

制度の名称	**私立高等学校学費助成**
支援の概要	私立学校生徒の保護者で、被災により非課税世帯と同程度となった場合に助成します。
支援の種類	助成
支援の内容	●私立学校に在学する生徒の保護者で、以下の要件に該当する世帯に対し、学費負担を軽減するため、私立高等学校学費助成金を支給します。
対象者	令和７年１月１日現在、私立高等学校に在学している生徒の保護者等（新潟市民に限る）で、以下の要件に該当する世帯の方。 ①令和６年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯は除く） ②年度の途中で、主たる保護者の死亡、疾病又は災害等により①と同程度の状況となった場合 ※ただし、「新潟県私立高等学校学費軽減事業補助金」の「施設整備費等全額軽減補助」の該当者は除く。
措置の期間等	
申請方法	●申請書類を在籍する高等学校へ提出
申請に必要なもの	・申請書 ・非課税世帯と同等となったことが確認できる書類
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●こども未来部こども政策課　025-226-1197

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**県立高等学校等の入学考査料の減免**
支援の概要	被災により、市町村民税が全額免除された世帯の高校入学考査料を免除します。
支援の種類	減免
支援の内容	●被災により、市町村民税が全額免除された世帯の入学考査料を免除します。
対象者	
措置の期間等	市町村民税の全額免除を受けた年度に行われる入学考査に係る入学考査料
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/1191429047118.html
電子申請	
お問い合わせ	新潟県教育庁高等学校教育課　025-280-5609

更新日付：2024/10/9

制度の名称	**ひまわりクラブ利用料の減免**
支援の概要	災害で準半壊以上の被害を受けた場合、一定期間、ひまわりクラブ利用料の全部または一部を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	申請に基づき、ひまわりクラブ利用料の全部または一部を減免します。 ・全壊の場合：全額免除 ・大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の場合：50%減額
対象者	●住宅が「準半壊」以上の被害を受けた、ひまわりクラブの利用者
措置の期間等	令和 6 年 1 月～6 月の利用料 ※減免期間の後も申請可能です。申請受付後に減免を決定し、遡って還付します。
申請方法	・電子申請 ・こども政策課へ持参または郵送
申請に必要なもの	罹災証明書の写し（電子申請の場合は写真可）
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/life_stage/azuketai/33.html
電子申請	https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/7d391921-8bb0-4ab6-8361-a4fdb1e86f92/start
お問い合わせ	こども政策課：025-226-1197

更新日付：2024/11/6

制度の名称	**ひとり親家庭等医療費助成の一部負担金の助成**
支援の概要	災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻します。
支援の種類	助成
支援の内容	●令和６年１月１日から１２月３１日までに受診した同医療費の一部負担金を払い戻します。 ※ご自身の加入している保険組合等で一部負担金の免除を行っている場合は対象外となります。
対象者	●災害により、次のいずれかに該当するひとり親医療費助成の受給者 ・住家が半壊以上の被害を受けた（準半壊・一部損壊は対象外） ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
措置の期間等	令和６年１月１日から１２月３１日までの受診分 ※払い戻しの申請期限は支払いが完了してから２年以内
申請方法	●申請先：各区役所健康福祉課 ●必要書類 ・領収書の原本（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの） ・口座情報（受給者名義のもの） ・受給者証 ・支給申請書（申請書は窓口に用意してあります。） ・罹災証明書（写し） ・〈高額療養費の場合等〉健康保険組合などが発行した支給決定通知書（コピー可） ・医師が発行した証明書＜コピー可＞（治療用装具）
申請に必要なもの	詳細は各区役所健康福祉課までお問い合わせください。
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7230 ・江南区：025-382-4353

	・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/11/6

制度の名称	**こども医療費助成の一部負担金の助成**
支援の概要	災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻します。
支援の種類	助成
支援の内容	●令和６年１月１日から１２月３１日までに受診した同医療費の一部負担金を払い戻します。 ※ご自身の加入している保険組合等で一部負担金の免除を行っている場合は対象外となります。
対象者	●災害により、次のいずれかに該当するこども医療費助成の受給者 ・住家が半壊以上の被害を受けた（準半壊・一部損壊は対象外） ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
措置の期間等	令和６年１月１日から１２月３１日までの受診分 ※払い戻しの申請期限は支払いが完了してから２年以内
申請方法	●申請先：各区役所健康福祉課 ●必要書類 ・領収書の原本（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの） ・口座情報（受給者名義のもの） ・受給者証 ・支給申請書（申請書は窓口に用意してあります。） ・罹災証明書（写し） ・〈高額療養費の場合等〉健康保険組合などが発行した支給決定通知書（コピー可） ・医師が発行した証明書＜コピー可＞（治療用装具）
申請に必要なもの	詳細は各区役所健康福祉課までお問い合わせください。
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7230 ・江南区：025-382-4353

	・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2024/11/6

制度の名称	**妊産婦医療費助成の一部負担金の助成**
支援の概要	災害で半壊以上の被害を受けた場合、または被災により失業した場合、一部負担金を払い戻します。
支援の種類	助成
支援の内容	●令和６年１月１日から１２月３１日までに受診した同医療費の一部負担金を払い戻します。 ※ご自身の加入している保険組合等で一部負担金の免除を行っている場合は対象外となります。
対象者	●災害により、次のいずれかに該当する妊産婦医療費助成の受給者 ・住家が半壊以上の被害を受けた（準半壊・一部損壊は対象外） ・主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない
措置の期間等	令和６年１月１日から１２月３１日までの受診分 ※払い戻しの申請期限は支払いが完了してから２年以内
申請方法	●申請先：各区役所健康福祉課 ●必要書類 ・領収書の原本（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの） ・口座情報（受給者名義のもの） ・受給者証 ・支給申請書（申請書は窓口に用意してあります。） ・罹災証明書（写し） ・〈高額療養費の場合等〉健康保険組合などが発行した支給決定通知書（コピー可） ・医師が発行した証明書＜コピー可＞（治療用装具）
申請に必要なもの	詳細は各区役所健康福祉課までお問い合わせください。
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7230 ・江南区：025-382-4353

	・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども政策課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども政策課　025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

更新日付：2025/6/18

制度の名称	**固定資産税・都市計画税の減免**
支援の概要	土地・家屋・償却資産が被災した場合に被害の状況に応じ固定資産税を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●災害による被害を受けた場合に納める税額を減額する制度です。 ※令和６年能登半島地震の被害については、令和５年度課税分が減免の対象です。
対象者	●災害により被害を受けた方 家屋：試合証明書の判定が半壊以上の場合 土地：被害面積が敷地の２割以上の場合 償却資産：資産の価値が２割以上減じた場合
措置の期間等	令和８年２月２７日までに申請要
申請方法	●財務部資産税課等窓口 ●郵送
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/topics/kotei/notojisinngennmenn.html
電子申請	
お問い合わせ	・東区・中央区・西区の物件　財務部資産税課：025-226-1511 ・北区・江南区・秋葉区の物件　財務部資産税課第１分室：025-382-4048 ・南区・西蒲区の物件　財務部資産税課第２分室：0256-72-8231

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**市税の納税の猶予**
支援の概要	被災により納税が困難となった場合、納税を猶予し、分割納付できます。
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害により被害を受け納税が困難となった場合に、申請により最大1年間、税額を分割して納められる制度です。猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金の全部、又は一部が免除されます。
対象者	●災害により被害を受けた方
措置の期間等	原則として納期限から1年以内
申請方法	●電子申請 ●郵送 ●財務部納税課窓口
申請に必要なもの	詳細はHPをご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/sizei_noufu/genmen_yuuyo.html
電子申請	
お問い合わせ	財務部納税課　025-226-2310・025-226-2305

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**県税の申告・納税等の期限の延長・納税の猶予**
支援の概要	被災した場合など特別な事情があると認められる場合、県税の納期限の延長や納税を猶予します。
支援の種類	期限延長・猶予
支援の内容	●災害により定められた期限までに申告・納税等ができない場合に、期限の延長や納税を猶予します。
対象者	
措置の期間等	・（期限延長）災害発生の日（令和６年１月１日）以後に期限が到来する申告・納税等について期限を延長 ・（納税の猶予）原則として納期限から１年以内
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/20240104saigai.html
電子申請	
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部収税第１課（秋葉区を除く）025-273-3105 ・新潟地域振興局県税部新津収税課（秋葉区）0250-24-7126

更新日付：2024/2/28

制度の名称	**国税の特別措置**
支援の概要	被災した場合など特別な事情があると認められる場合、国税の減免や納期猶予等をします。
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告･納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合（地域指定）と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合（個別指定）とがあります。 ●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、１．所得税法に定める雑損控除の方法、２．災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
対象者	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね１/５以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など

	一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が 1,000 万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm
電子申請	
お問い合わせ	・新潟税務署 025-229-2151

更新日付：2024/3/7

制度の名称	**医療保険の窓口負担の減免措置等**
支援の概要	被災により支払いが困難と認められる方の、医療保険の窓口負担を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●医療保険の窓口負担について、減免措置が講じられます。 健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
対象者	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者にご確認ください。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などの各医療保険者の窓口

更新日付：2024/7/24

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の概要	災害等により住宅、家財、その他の財産がその価格のおおむね 1/2 以上の損害を受けた場合、国民年金保険料の納付が免除されます。
支援の種類	免除
支援の内容	●申請に基づき保険料の納付が免除されます。
対象者	●災害等により国民年金第 1 号被保険者等の住宅、家財、その他の財産がその価格のおおむね 1/2 以上の損害を受けた、国民年金第 1 号被保険者
措置の期間等	
申請方法	●各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口 ●年金事務所 ●郵送 ※手続きは各区役所・出張所または年金事務所になります ※申請後の審査及び決定は年金事務所（日本年金機構）が行います
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/shinsaiqanenkinmenjo.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区　区民生活課　給付係　025-387-1275 ・東区　区民生活課　給付係　025-250-2265 ・中央区　窓口サービス課　給付係　025-223-7149 ・江南区　区民生活課　給付係　025-382-4235 ・秋葉区　区民生活課　給付係　0250-25-5676 ・南区　区民生活課　給付担当　025-372-6135 ・西区　区民生活課　給付係　025-226-1089（保険年金課） ・西蒲区　区民生活課　給付係　0256-72-8336 ●保険年金課　025-226-1089 ●年金事務所 ・新潟西年金事務所　025-225-3008 ・新潟東年金事務所　025-283-1013

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長**
支援の概要	被災によりやむを得ないと認められる場合は、掛金の納付期限が延長されます。
支援の種類	納付期限の延長
支援の内容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。
対象者	●企業型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する企業型年金加入者 ●個人型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する個人型年金加入者 ・第２号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が対象地域に住所を有する場合、当該加入者 ・対象地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	企業型年金については、その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関。 個人型年金については、ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関。

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**後期高齢者医療保険料の減免**
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、申請により後期高齢者医療保険料を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●住家の損害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）などに応じて、保険料を減額または納付を免除します。
対象者	●災害により、次に該当する新潟県後期高齢者医療制度の被保険者 ・住家が損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた ・世帯主の収入が一定以上減少した（所得要件あり）
措置の期間等	●令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月 31 日までが納期の保険料
申請方法	●所定の申請書に罹災証明書の写しを添付して区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へ提出してください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/faqkoukigenmen.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区 区民生活課 税保険料係 025-387-1285 ・東区 区民生活課 保険料担当 025-250-2275 ・中央区 窓口サービス課 保険料係 025-223-7154 ・江南区 区民生活課 税保険料係 025-382-4241 ・秋葉区 区民生活課 税保険料係 0250-25-5677 ・南区 区民生活課 税保険料担当 025-372-6137 ・西区 区民生活課 保険料担当 025-226-1081（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 税保険料係 0256-72-8340 ●保険年金課　025-226-1081 ●新潟県後期高齢者医療広域連合　025-285-3222

更新日付：2025/1/15

制度の名称	**後期高齢者医療一部負担金の免除**
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、医療機関での医療費の窓口支払いが免除されます。
支援の種類	免除
支援の内容	●医療機関で対象者であることを申告すると、窓口で支払う一部負担金が免除されます。 ※罹災証明書の提示は不要。 ※入院時の食費・居住費などは免除の対象外。 ※後日、対象者であることの確認を行います。確認の結果、免除の対象者でない場合は、自己負担分が請求されます。 ●対象者で、令和6年1月1日以降に受診した分の一部負担金（医療費）をすでに支払っている場合、申請により還付を受けることができます。
対象者	●災害により、次に該当する新潟県後期高齢者医療制度の被保険者 ・住家が損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた ・世帯主が業務を廃止・休止または失職して現在収入がない
措置の期間等	●令和6年1月1日から令和6年12月31日までの受診分を免除
申請方法	●すでに支払った一部負担金（医療費）の還付の申請をする場合は、次の書類を区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へ提出してください。 ①一部負担金等還付申請書（所定の様式） ②罹災証明書（写） ③領収書（原本）
申請に必要なもの	詳細はHPをご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/kouki_ichibuhutankin.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区　区民生活課　給付係　025-387-1275 ・東区　区民生活課　給付係　025-250-2265 ・中央区　窓口サービス課　給付係　025-223-7149 ・江南区　区民生活課　給付係　025-382-4235

	・秋葉区　区民生活課　給付係　0250-25-5676 ・南区　区民生活課　給付担当　025-372-6135 ・西区　区民生活課　給付係　025-264-7243 ・西蒲区　区民生活課　給付係　0256-72-8336 ●保険年金課　025-226-1081 ●新潟県後期高齢者医療広域連合　025-285-3222"

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**国民健康保険料の減免等**
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、申請により国民健康保険料の減免または支払いを猶予することができます。
支援の種類	減免･猶予
支援の内容	●一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。
対象者	●主たる生計維持者の居住する住宅に損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊）を受けた国民健康保険に加入している世帯 ●主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入のいずれかが前年より 30%以上減少が見込まれる国民健康保険に加入している世帯 （前年の合計所得が 1,000 万円以下である等の要件があります。）
措置の期間等	●令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月 31 日までが納期の保険料
申請方法	●各区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）の窓口へ下記書類を提出してください。 ・国民健康保険料減免申請書 ・罹災証明書の写し（住宅損壊の場合） ※主たる生計維持者の収入減少の場合は、別途必要書類があります。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/hoken/kokuho/hokenryo/keigen_genmen/nenkingenmen.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区 区民生活課 税保険料係 025-387-1285 ・東区 区民生活課 保険料担当 025-250-2275 ・中央区 窓口サービス課 保険料係 025-223-7154 ・江南区 区民生活課 税保険料係 025-382-4241 ・秋葉区 区民生活課 税保険料係 0250-25-5677 ・南区 区民生活課 税保険料担当 025-372-6137 ・西区 区民生活課 保険料担当 025-226-1085（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 税保険料係 0256-72-8340 ●保険年金課　025-226-1085 ※手続きは各区役所になります

更新日付：2025/1/15

制度の名称	**国民健康保険一部負担金の免除**
支援の概要	住家が一定以上の損害を受けた方などは、医療機関での医療費の窓口支払いが免除されます。
支援の種類	免除
支援の内容	●医療機関で対象者であることを申告すると、窓口で支払う一部負担金が免除されます。 ※罹災証明書の提示は不要。 ※入院時の食費・居住費などは免除の対象外。 ※後日、対象者であることの確認を行うことがあります。確認の結果、免除の対象者でない場合は、自己負担分が請求されます。 ●対象者で、令和６年１月１日以降に受診した分の一部負担金（医療費）をすでに支払っている場合、申請により還付を受けることができます。
対象者	●災害により、次に該当する新潟市国民健康保険の被保険者 ・住家が損害（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊、準半壊）を受けた ・世帯主が業務を廃止・休止または失職して現在収入がない
措置の期間等	●令和６年１月１日から令和６年12月31日までの受診分を免除
申請方法	●すでに支払った一部負担金（医療費）の還付の申請をする場合は、次の書類を区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）へ提出してください。 ①一部負担金等還付申請書（所定の様式） ②罹災証明書（写） ③領収書（原本）
申請に必要なもの	詳細はHPをご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/itibuhutankin.html
電子申請	
お問い合わせ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区　区民生活課　給付係　025-387-1275 ・東区　区民生活課　給付係　025-250-2265 ・中央区　窓口サービス課　給付係　025-223-7149 ・江南区　区民生活課　給付係　025-382-4235

	・秋葉区　区民生活課　給付係　0250-25-5676 ・南区　区民生活課　給付担当　025-372-6135 ・西区　区民生活課　給付係　025-226-1077（保険年金課） ・西蒲区　区民生活課　給付係　0256-72-8336 ●保険年金課　025-226-1077 ※手続きは各区役所になります

更新日付：2025/1/8

制度の名称	**介護保険利用料免除**
支援の概要	災害等により住宅等に著しい損害を受けた場合、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月末サービス提供分までの介護保険にかかる利用料が免除されます。
支援の種類	減免
支援の内容	●介護サービスの利用料を免除することができます。介護サービス事業所の窓口で免除対象者である旨を口頭によりご申告いただくことで免除することができます。罹災証明書の提示は不要です。（入所時の食費や居住費などは免除の対象外です。）
対象者	●新潟市の介護保険の被保険者で、令和 6 年能登半島地震による災害発生に関して、次の 1 ～ 5 のいずれかに該当する方は、介護保険利用料が免除されます。 1．住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2．主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3．主たる生計維持者の行方が不明である方 4．主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5．主たる生計維持者が失職し、現在収入のない方
措置の期間等	●令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日サービス提供分まで
申請方法	市での手続きは不要です。介護サービス事業所窓口で口頭で対象者である旨申告してください。
申請に必要なもの	不要
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/kaigo20240116.html
電子申請	
お問い合わせ	●介護保険課　025-226-1273

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**新潟市重度障がい者医療費助成の支給制限解除**
支援の概要	災害等により住宅等の価値の概ね 1/2 以上の損害を受けた場合、同助成の支給制限を解除します。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。
対象者	●被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格(災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く)のおおむね 1/2 以上の被害を受けた、医療費助成受給者
措置の期間等	
申請方法	下記お問い合わせ先までご相談ください
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●障がい福祉課　025-226-1239

更新日付：2025/1/8

制度の名称	**障がい福祉サービス等に係る利用者負担額の減免**
支援の概要	被災により支払いが困難となった方について、同サービスの利用者負担額を一定期間減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●障がい福祉サービス、障がい児通所支援、障がい児入所支援等に係る利用者負担額を免除します。障がい福祉サービス事業所等の窓口で免除対象者である旨を口頭により申告していただくことで免除することができます。罹災証明の提示は不要です。（施設等における食費や居住費などは免除の対象外です。）
対象者	●新潟市の障がい福祉サービス等の利用者等で、令和 6 年能登半島地震により被災した方のうち、次の 1～5 のいずれかに該当する方は、障がい福祉サービス等に係る利用料が免除されます。 1.住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2.主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3.主たる生計維持者の行方が不明である方 4.主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5.主たる生計維持者が失職し、現在収入のない方
措置の期間等	令和 6 年 1 月から令和 7 年 9 月サービス提供分まで
申請方法	市役所での手続きは不要です。障がい福祉サービス事業所等窓口で口頭で対象者である旨申告してください。
申請に必要なもの	不要
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/shogaiservice_menjo.html
電子申請	
お問い合わせ	●障がい福祉課　025-226-1247

更新日付：2024/10/2

制度の名称	**療養介護医療等に係る利用者負担額の減免**
支援の概要	被災により支払いが困難となった方について、療養介護医療にかかる利用者負担額を一定期間減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●療養介護医療、障がい児入所医療、肢体不自由児通所医療に係る本人負担額を免除します。療養介護事業所等の窓口で免除対象者である旨を口頭により申告していただくことで免除することができます。罹災証明の提示は不要です。（施設等における食費や居住費などは免除の対象外です。）
対象者	●新潟市の療養介護事業所利用者等で、令和 6 年能登半島地震により被災した方のうち、次の 1～5 のいずれかに該当する方は、療養介護医療費等の本人負担額が免除されます。 1.住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2.主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3.主たる生計維持者の行方が不明である方 4.主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5.主たる生計維持者が失職し、現在収入のない方
措置の期間等	令和 6 年 1 月から同年 12 月分まで
申請方法	市役所での手続きは不要です。療養介護事業所等窓口で口頭で対象者である旨申告してください。
申請に必要なもの	不要
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/shogaiservice_menjo.html
電子申請	
お問い合わせ	●障がい福祉課　025-226-1247

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当の支給制限解除等**
支援の概要	災害で財産価格の概ね 1/2 以上の被害を受けた場合、同手当の支給制限解除または認定請求に関する緩和をします。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●所得制限により支給停止となっている場合、受給者、配偶者、扶養義務者が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね２分の１以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた方の所得について限度額を適用しません。ただし、被災された年の所得が限度額以上であった場合、支給制限の解除によって支給された手当は、返還していただく必要があります。 ●災害を理由に認定請求ができなかった場合、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることができます。
対象者	●申請予定者、受給者
措置の期間等	
申請方法	下記お問い合わせ先までご相談ください
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●障がい福祉課　025-226-1239

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業の支給制限解除**
支援の概要	災害等により住宅等の価値の概ね 1/2 以上の損害を受けた場合、同事業の支給制限を解除します。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●所得制限により支給停止となっている場合、受給者等が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね２分の１以上の損害を受けた場合、その損害を受けた方の所得について限度額を適用しません。ただし、被災された年の所得が限度額以上であった場合、支給制限の解除によって支給された見舞金は、返還していただく必要があります。
対象者	●在宅重度重複障がい者介護見舞金受給者
措置の期間等	
申請方法	下記お問い合わせ先までご相談ください
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●障がい福祉課　025-226-1239

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い**
支援の概要	被災で受給者証を紛失した場合、窓口で本人確認することで指定自立支援医療機関を受診できます。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、氏名、生年月日及び住所を確認することにより指定自立支援医療機関を受診できます。 ●緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載されている指定自立支援医療機関の名称が異なる場合でも、事後に支給認定の変更を行うことができます。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。
対象者	●被災された自立支援医療受給者
措置の期間等	
申請方法	医療機関への申し出
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/faq/fukushi/kokatei7.html
電子申請	
お問い合わせ	【育成医療】 こども家庭課　025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課　025-226-1239

更新日付：2024/12/27

制度の名称	**自立支援医療に係る自己負担額の免除**
支援の概要	地震で自宅に大きな被害を受けた人などは、自己負担額が免除されます。
支援の種類	減免
支援の内容	●医療機関等の窓口で、対象者である旨をご申告いただくことで 、医療保険の窓口負担について、 支払いが不要となります 。
対象者	●住家の全半壊、準半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方等
措置の期間等	●免除期間 令和 6 年 12 月診療分まで ●還付申請期限 ・育成医療：令和 7 年 3 月 31 日まで ・更生医療・精神通院医療：令和 7 年 6 月 30 日まで
申請方法	下記お問い合わせ先までご相談ください
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	【育成医療】 こども家庭課　025-226-1205 【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課　025-226-1239

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化**
支援の概要	被災で受給者証を紛失した場合、窓口で本人確認することで通常の公費負担医療が受けられます。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●被災したことを原因として受給者証の提出ができない場合、受給者証の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。
対象者	●被災された特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方及び小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
措置の期間等	
申請方法	●医療機関への申し出
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	●保健所保健管理課　025-212-8183（指定難病） ●こども家庭課　025-226-1205（小児慢性）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**養育医療受診に係る手続きの簡素化**
支援の概要	被災で医療券を紛失した場合、窓口で本人確認をすることで通常の公費負担医療が受けられます。
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●被災したことを原因として養育医療券の提出ができない場合、養育医療券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。
対象者	●養育医療券の交付を受けている方
措置の期間等	
申請方法	●医療機関への申し出
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	こども家庭課　025-226-1205

更新日付：2024/6/12

制度の名称	**個人市民税・県民税の雑損控除**
支援の概要	災害により生活用資産に損害を受けた場合に雑損控除として所得から控除します。
支援の種類	軽減
支援の内容	●災害などによって個人が所有する生活用資産（住宅・家財等）に損害を受けた場合に、「雑損控除」として損害を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除することができます。
対象者	●納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族（その年の総所得金額等が 48 万円以下）が所有している生活用資産（住宅・家財等）に損害があった方
措置の期間等	
申請方法	●財務部市民税課窓口 ●郵送
申請に必要なもの	市民税・県民税申告書に雑損控除に必要な事項を記載するとともに、以下の書類を添付してください。 ・被害を受けた資産、取得時期、取得価格が分かるもの ・被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの ・損害に対し、保険金等で補てんされる金額が分かるもの ・「罹災証明書」の写し（又は被害が確認できる写真等）
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/siraberu/kojin/zasson.html
電子申請	
お問い合わせ	●財務部市民税課 ・中央区・南区にお住いの方　025-226-2245 ・東区・江南区にお住まいの方 025-226-2365 ・西区・西蒲区にお住まいの方 025-226-2370 ・北区・秋葉区にお住まいの方 025-226-2375

更新日付：2024/8/14

制度の名称	**被災家屋の代替家屋に対する固定資産税･都市計画税の特例**
支援の概要	「半壊」以上の被害を受け、代替家屋を取得した場合、その家屋にかかる固定資産税・都市計画税を減額します。
支援の種類	減額
支援の内容	●被災した家屋に代わる家屋を取得した場合、要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税が減額になります。 ●被災家屋の要件 市町村の調査で被害の程度が「半壊以上」であることが確認できるもので、取り壊し・売却等の処分が行われたもの ●特例の内容 代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から 4 年度分を 2 分の 1 に減額
対象者	(1)被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者を含む） (2)(1)に相続があったときはその相続人 (3)(1)と代替家屋に同居する三親等以内の親族 (4)(1)が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人
措置の期間等	●取得期限 令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
申請方法	●財務部資産税課窓口 ●郵送
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/siraberu/koteishisan/shisanzeito20240704.html
電子申請	
お問い合わせ	代替家屋の所在区が ・東区・中央区・西区の方　財務部資産税課：025-226-1511 ・北区・江南区・秋葉区の方　財務部資産税課第 1 分室：025-382-4048 ・南区・西蒲区の方　財務部資産税課第 2 分室：0256-72-8231

更新日付：2024/8/14

制度の名称	**被災償却資産の代替償却資産に対する固定資産税の特例**
支援の概要	地震により償却資産が被害を受け、新たに取得または改良した場合、固定資産税の特例が適用されます。
支援の種類	減額
支援の内容	●被災償却資産に代わる償却資産を新たに取得または被災償却資産を改良した場合、固定資産税の特例が適用されます。 ●被災償却資産の要件 (1)　被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれの要件にも該当すること ・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの（中古取得を含む） ・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと (2)　被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの ※修繕費は償却資産の課税対象となりません。 ●特例の内容 取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から 4 年度分に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します。 (地方税法第 349 条の 3 に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。)
対象者	(1)　令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震による被災償却資産の所有者（被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む） (2)　売主が所有権を留保している場合における当該被災償却資産の買主 (3)　(1)、又は(2)の所有者が個人である場合、相続があったときにおける相続人 (4)　(1)、又は(2)の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

措置の期間等	●取得期限 令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
申請方法	●財務部資産税課償却資産係窓口 ●郵送
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/siraberu/koteishisan/daitaisyoukyaku.html
電子申請	
お問い合わせ	資産税課償却資産係　025－226－2277

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援**
支援の概要	被災によりローン返済が困難になった場合、破産手続きによらず債務の免除等を受けられます。
支援の種類	減免・猶予・サービス
支援の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
対象者	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.dgl.or.jp/guideline/
電子申請	
お問い合わせ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**生活困窮者自立支援制度**
支援の概要	生活困窮者に対し、その人の状況に合わせて包括的な支援を行います。
支援の種類	サービス、給付、現物支給
支援の内容	●失業・病気・人間関係など様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・自立相談支援事業 生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職・廃業又は離職・廃業と同程度の状況により、住居を失った方、又は失うおそれのある方には、就職に向けた活動または自営業改善に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ・就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な方に 6 か月から 1 年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど，家計収支などに課題を抱える方に対して、家計再建に向けた相談支援を行います。 ・一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護世帯を中心とした低所得世帯の主に中学生に対して、学習の機会や居場所を提供するほか、専門の支援員が日常生活や学校生活での悩み、進学に関する相談に応じるなど、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。 ・就労訓練事業 一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。
対象者	●生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります）

措置の期間等	
申請方法	「新潟市パーソナル・サポート・センター」のほか、各区役所でも相談を受け付けています。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/konkyusyashien/konkyusyashien.html
電子申請	
お問い合わせ	●「新潟市パーソナル・サポート・センター」 所在地：新潟市中央区新光町 6-2　勤労福祉会館 1 階 電話：025-385-6851 相談受付時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 （月曜日から金曜日、祝日・年末年始除く） ●区役所の担当課 ・北区健康福祉課　：025-387-1315 ・東区保護課　　：025-250-2424 ・中央区保護課　：025-223-7325 ・江南区健康福祉課：025-382-4313 ・秋葉区健康福祉課：0250-25-5684 ・南区健康福祉課　：025-372-6310 ・西区保護課　　：025-264-7325 ・西蒲区健康福祉課：0256-72-8395

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**生活保護**
支援の概要	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援を行います。
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
支援の内容	●生活保護は、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなった場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援を行う制度です。 また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらうことなくお住まいの区の福祉事務所（区役所の生活保護担当課）にご相談ください。 ●生活保護の受給にあたっては、能力の活用、資産の活用は必要な条件です。また他法や他施策の活用、扶養義務者からの援助は生活保護に優先します。なお、扶養義務者への照会については、個別の事情を確認した後に実施するかどうかの判断をしますので、まずはご相談ください。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。支給方法は、金銭で支給される場合と、介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払をする場合があります。
対象者	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	相談・申請は、お住まいの区の福祉事務所（区役所の生活保護担当課）で行っています。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/seikatsuhogo/index.html
電子申請	
お問い合わせ	・北福祉事務所（健康福祉課保護係）　：025-387-1315 ・東福祉事務所（保護課）　：025-250-2410 ・中央福祉事務所（保護課）　：025-223-7305

	・江南福祉事務所（健康福祉課保護係）：025-382-4313 ・秋葉福祉事務所（健康福祉課保護係）：0250-25-5684 ・南福祉事務所（健康福祉課保護係）　：025-372-6310 ・西福祉事務所（保護課）　　：025-264-7320 ・西蒲福祉事務所（健康福祉課保護係）：0256-72-8395

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**未払賃金立替払制度**
支援の概要	倒産で賃金が払われず退職した労働者に対し、未払賃金の一部を（独）労働者健康安全機構が支払います。
支援の種類	立替
支援の内容	●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の６カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が２万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
対象者	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 （１）使用者が、 １．労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ２．１年以上事業活動を行っていたこと ３．ア．法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ．事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 （２）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の６か月前の日から２年の間に退職した者であること
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/417/Default.aspx

電子申請	
お問い合わせ	●労働基準監督署 ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話 044-431-8663

更新日付：2024/3/7

制度の名称	**雇用保険の失業等給付**
支援の概要	災害により失業や休業を余儀なくされた人に対し、給付金の支給などをします。
支援の種類	給付
支援の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
対象者	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	
お問い合わせ	最寄りの公共職業安定所 ハローワーク新潟 025-280-8609 ハローワーク新津 0250-22-2233 ハローワーク巻 0256-72-3155

更新日付：2024/2/7

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の概要	災害により離職した人に対し、無料の職業訓練や生活支援のための給付金を支給します。
支援の種類	給付・還付、サービス
支援の内容	●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。
対象者	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html
電子申請	
お問い合わせ	最寄りの公共職業安定所 ハローワーク新潟 025-280-8609 ハローワーク新津 0250-22-2233 ハローワーク巻 0256-72-3155

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給**
支援の概要	災害により離職を余儀なくされた人などに対し、再就職費用などの一部を支給します。
支援の種類	給付・還付
支援の内容	●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給。 【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、着後手当）を支給。 【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40 日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
対象者	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	
ホームページ	
電子申請	

お問い合わせ	最寄りの公共職業安定所 ハローワーク新潟 025-280-8609 ハローワーク新津 0250-22-2233 ハローワーク巻 0256-72-3155

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**職場適応訓練費の支給**
支援の概要	職場適応訓練を実施する事業主に対しては訓練費を、訓練生に対しては訓練手当などを支給します。
支援の種類	給付・還付
支援の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ・事業者は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円／月（重度の障害者 25,000 円／月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960 円／日（重度の障害者 1,000 円／日）です。 ●訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等 1 年）以内です。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練 4 週間）以内です。
対象者	●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、 災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d02-1.html
電子申請	

お問い合わせ	最寄りの公共職業安定所 ハローワーク新潟 025-280-8609 ハローワーク新津 0250-22-2233 ハローワーク巻 0256-72-3155

更新日付：2025/3/26

制度の名称	**被災家屋等の解体・撤去（費用償還）**
支援の概要	半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を公費で行います。
支援の種類	給付
支援の内容	自費で解体・撤去した方について、要した費用を償還します。 ※上限額により要した費用の全額が償還されるとは限りません。
対象者	●罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた住宅の所有者かつ居住者の方で次のいずれかに該当する方 ①費用償還変更者 公費解体申請者で解体に着手しておらず、自費による解体工事が令和 7 年 8 月 31 日までに完了する方 ②新規申請者 自費による解体工事が令和 7 年 3 月 31 日までに完了した方
措置の期間等	令和 7 年 4 月 7 日～令和 7 年 6 月 30 日
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/oshirase/jkouhikaitai_yokoku.html
電子申請	
お問い合わせ	廃棄物対策課（025-226-1411）

更新日付：2024/9/18

制度の名称	**災害復興住宅融資（建設・購入）**
支援の概要	被災して住宅を購入・建設する方に融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入する場合に受けられる融資です。 詳細は HP をご参照ください。
対象者	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設・購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html
電子申請	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

更新日付：2024/9/18

制度の名称	**住宅金融支援機構融資の返済方法の変更**
支援の概要	同機構に返済中の被災者に対し、払い込みの猶予や金利引き下げ、返済期間の延長などを行います。
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。
対象者	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 １．融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ２．債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 ３．商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
措置の期間等	
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
電子申請	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120－086－353

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**共同管工事助成**
支援の概要	2 戸以上で共同排水設備を設置している方に、共同利用部分の工事費を助成します。
支援の種類	助成
支援の内容	●助成率：共同で利用する部分の工事費（市長が別に定める助成基準工事費）の 4/5 を助成します。
対象者	●２戸以上で共同排水設備を設置している方 （貸家等・法人は対象外） ●助成区域：市内全域
措置の期間等	
申請方法	●東部地域下水道事務所窓口 ●西部地域下水道事務所窓口
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/gesui/jyoseiseido/shido.html
電子申請	
お問い合わせ	●東部地域下水道事務所 排水設備係（北区・東区・中央区・江南区にお住まいの方）　025-281-9562 ●西部地域下水道事務所 普及推進室（秋葉区・南区・西区・西蒲区にお住まいの方）　025-370-6372

更新日付：2025/1/22

制度の名称	**液状化等被害住宅建替・購入支援事業**
支援の概要	中規模半壊以上で、住宅を建て替え・購入する方を支援します。
支援の種類	給付
支援の内容	●支援上限額 全壊：100 万円、大規模半壊：100 万円、中規模半壊：50 万円 ●現地で建て替える場合 住宅の沈下を防止するための費用について、上記支援額に 50 万円を上限に加算し、支援します。 ※建て替え又は購入する住宅は、新潟市内のものに限ります。
対象者	●罹災証明書で中規模半壊以上の判定を受けた世帯主又は世帯構成員で、住宅を建て替え、または購入する方
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/kentiku_osirase/tatekaekounyu.html
電子申請	
お問い合わせ	建築保全課 025-226-2880 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分

更新日付：2025/1/8

制度の名称	**新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業**
支援の概要	住宅の建設、購入又は補修のために受けた融資の利子の一部を補給します。
支援の種類	給付
支援の内容	●借入額のうち、利子補給の対象となる住宅再建融資の限度額 ・住宅の建設、購入：1 件あたり 11,000,000 円まで ・住宅の補修：1 件あたり 5,900,000 円まで ●貸付利率の 1%を上限として、金融機関等に支払った利子相当額を補給 ●融資を受けた日から 5 年間
対象者	市内において被災者が居住するための住宅の建設、購入又は補修のための資金の融資を受けた方で、次の項目すべてに該当する方 ・令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに住宅再建融資（住宅金融支援機構にあっては災害復興住宅融資）を受けた方 ・り災証明書（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方（以下、被災者という。）、被災者と同一生計の親族 ・建設又は購入する住宅が新耐震基準に適合していること
措置の期間等	・令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに住宅再建融資等を受けた方 ・融資を受けた日から 5 年間
申請方法	申請受付・相談 ●建築行政課窓口
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/juutakusoudan/2024notorishi.html
電子申請	
お問い合わせ	建築行政課　025-226-2837 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分

更新日付：2025/1/8

制度の名称	**確認検査手数料等の減免**
支援の概要	準半壊以上の被害を受けた場合、建築確認申請等の手数料を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	新築、増築、改築又は大規模な修繕をする場合、建築確認申請等の手数料を減免します
対象者	り災証明書（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方
措置の期間等	●能登半島地震に係る災害救助法の適用期間
申請方法	建築行政課窓口
申請に必要なもの	詳細はお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/dwnld/tesuryo-genmen.html
電子申請	
お問い合わせ	建築行政課　025-226-2849 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分

更新日付：2024/9/18

制度の名称	**災害復興住宅融資（補修）**
支援の概要	被災して住宅を補修する方に融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 詳細は HP をご参照ください。
対象者	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。
措置の期間等	
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html
電子申請	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120－086－353

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））**
支援の概要	被災住宅の補修・保全・増改築等に必要な経費を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 貸付限度額：250 万円（目安） 貸付利率：連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年１．５％ 据置期間：貸付けの日から 6 か月以内 償還期間：据置期間経過後 7 年以内（目安） ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。
対象者	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.fukushiniigata.or.jp/seikatsu/msystem/
電子申請	
お問い合わせ	【県社会福祉協議会】025-281-5522 【市社会福祉協議協会】お住いの区社会福祉協議会

更新日付：2024/10/9

制度の名称	**市営住宅への災害による入居**
支援の概要	半壊以上、または応急危険度判定で危険の方は、市営住宅に一時的に入居できます。
支援の種類	現物支給・現物貸与
支援の内容	●被災者の方は、市営住宅に一時的に入居することができます。 ●入居期間は６か月以内（１年を限度として、１回に限り延長が可能） ●家賃及び駐車場使用料は免除します。
対象者	●被災により、以下のいずれかの要件を満たす方が対象です。 ・住宅の被害が罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方 ・住宅の被害が応急危険度判定で「危険」の方
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/jukankyo/01sieijutaku/R6jishin_nyuukyo.html
電子申請	
お問い合わせ	住環境政策課　025-226-2817 平日 8:30～17:30

更新日付：2025/4/9

制度の名称	**賃貸型応急住宅の供与**
支援の概要	半壊以上で修理に 1 か月以上要するまたは解体する方に、民間賃貸住宅を一時的に供与します。
支援の種類	給付
支援の内容	●民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅を供与します。
対象者	●災害時において本市内に居住する方で、以下のいずれかに該当し、自らの資力では住宅を確保することができない方が対象となります。（原則、被災した時点で住宅を貸借していた方は対象外となります。） ・罹災証明書で「全壊」の判定、又は全焼、流失し、居住する住宅がない方 ・罹災証明書で「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）の判定であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が 1 か月を超えると見込まれる方（罹災証明書で「半壊」以上の判定を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります。）
措置の期間等	申込期限 令和 7 年 5 月 31 日（土）まで
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/jukankyo/jutaku_safe/R6jishin_chintai.html
電子申請	
お問い合わせ	住環境政策課　025-226-2813 平日 8:30～17:30

更新日付：2024/10/9

制度の名称	**被災者転居費支援事業**
支援の概要	半壊以上で、転居する方の引越し費用の一部を支援します。
支援の種類	給付
支援の内容	●支援額 初回の引越しにかかった費用の 1/2（上限 15 万円） ※1 世帯当たり 1 回
対象者	●罹災証明書で半壊以上の判定を受けた方で、転居に伴い引越し費用が発生した方
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/jukankyo/jutaku_safe/R6jishin_hikkoshi.html
電子申請	
お問い合わせ	住環境政策課：025-226-2821 平日 8:30～17:30

更新日付：2025/1/22

制度の名称	**液状化等被害住宅修繕支援事業**
支援の概要	一部損壊以上で、他の支援制度では対象とならない部分（カーポート、駐車場等）の工事費を補助します。
支援の種類	給付
支援の内容	地震による揺れや液状化等により被災した住宅等の修繕をする方に、その費用の一部を補助します。 【対象工事】 住宅や敷地環境の修繕工事（舗装、カーポート、物置も対象となります） ●被害の程度が半壊以上で、住宅の床の傾斜修繕及びそれに付随する工事費用について、50 万円を上限に加算し支援します。
対象者	（1）罹災証明書を受けた世帯主又は世帯構成員 （2）罹災した住宅に発災時に居住していた者 （3）修繕後もその住宅に住み続ける者
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/kanri/hisaisyuzen.html
電子申請	
お問い合わせ	公共建築課 025-226-2880 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分

更新日付：2024/7/24

制度の名称	**液状化被災宅地等復旧支援事業**
支援の概要	液状化被害を受けた宅地の復旧工事等の一部を支援します。
支援の種類	給付
支援の内容	【対象工事】 ①復旧：被災宅地の原形復旧を基本とした工事（擁壁、地盤の復旧等）（グレードアップは対象外） ②地盤改良：沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事 ③基礎の傾斜修復：住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事 ※これらの工事は着手済・完了済であっても対象となります。 【補助率】 最大 3 分の 2 【補助上限額】 766 万 6 千円 ※補助対象経費上限：1,200 万円 ただし、補助対象経費から 50 万円を控除します。また、既存の被災住宅支援制度等を活用している場合は、当該活用額も控除します。
対象者	【対象となる宅地】 ①②③の全てに該当する宅地 ①令和 6 年能登半島地震の際、住宅（店舗併用住宅は含むが、賃貸住宅や社宅等は含まない）の敷地として使われていたもの ②液状化被害が確認されたもの ③住宅が「準半壊以上」の罹災証明を受けたもの ※液状化により相応の被害が認められる場合は、一部損壊の住宅のあった土地においても、対象となる場合あり
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/kaihatsuseibi/ekijoka_takuchi/hisaitakuti/machisuiekijokaseido.html

電子申請	
お問い合わせ	まちづくり推進課 025-226-2710（平日 9 時 00 分から 17 時 00 分）

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**長期優良住宅化リフォーム推進事業**
支援の概要	耐震改修等の住宅性能を向上させるリフォーム費用の一部を補助します。
支援の種類	補助
支援の内容	●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。 ●補助率は補助対象事業の１／３で、補助限度額は以下の通りです。 リフォーム後の住宅の性能：補助限度額 ① 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合：100 万円／戸（150 万円／戸） ② 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合：200 万円／戸（250 万円／戸） ※（ ）内は、以下のいずれかに該当する場合 ・三世代同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合 ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲２０％とする場合
対象者	●本事業の要件を満たすリフォームを行う方 ※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.choki-r-shien.com/r5/index.html
電子申請	
お問い合わせ	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 TEL 03-5229-7568

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**地域型住宅グリーン化事業**
支援の概要	省エネ性能等に優れた木造住宅の建設に対して補助します。
支援の種類	補助
支援の内容	●省エネ性能等に優れた木造住宅の建設に対して補助を行っております。 ●補助対象及び補助限度額は下記の通りです。 対象となる住宅：認定長期優良住宅、ZEH・Nearly ZEH、認定低炭素住宅、ZEH Oriented 加算措置：①地域材加算、②和のすまい加算、③三世帯同居加算、④バリアフリー加算 補助限度額：140 万円／戸 等
対象者	●本事業の要件を満たす木造住宅の建設を行う方 ※補助の申請は、本事業に参加している施工業者
措置の期間等	
申請方法	
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。お近くの参加工務店を検索できます。
ホームページ	https://chiiki-grn.kennetserve.jp/
電子申請	
お問い合わせ	地域型住宅グリーン化事業評価事務局 TEL 03-3560-2886

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**株式会社日本政策金融公庫による資金貸付**
支援の概要	被災した農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行います。
支援の種類	融資
支援の内容	●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金：農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業経営資本強化資金：農林漁業施設の復旧のための資金等を融資します。 ・農林漁業施設資金：農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
対象者	●農林漁業者等
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index_a.html
電子申請	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫　０１２０－１５４－５０５

更新日付：2024/4/10

制度の名称	**新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地・農業用施設災害復旧事業**
支援の概要	工事費が 40 万円以上の農地・農業用施設の復旧費を支援します。
支援の種類	補助
支援の内容	●令和 6 年能登半島地震により被災した農地・農業用施設の復旧事業に係る農家等の負担を軽減し、速やかな復旧を図るための補助金制度です。 ●被災所在地が市内にあるもので、1 箇所の工事費が 40 万円以上かつ国補助を受けて復旧を行う事業が補助対象です。
対象者	（1）土地改良区（連合） （2）農業協同組合（連合） （3）農家組合、水利組合および共同施行者
措置の期間等	令和 6 年 3 月 27 日～令和 8 年 3 月 31 日 (補助対象施設は、令和 6 年 5 月 31 日までに被害報告があったものに限ります。)
申請方法	●各区役所農政担当課窓口 （東区、中央区は江南区産業振興課） （南区は南区建設課）
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/R6jishinsaigaihukkyu.html
電子申請	
お問い合わせ	平日 8 時 30 分から 17 時 30 分 ・北区産業振興課：025-387-1365 ・江南区産業振興課：025-382-4821 ・秋葉区産業振興課：0250-25-5688 ・南区産業振興課：025-372-6525 ・西区農政商工課：025-264-7612 ・西蒲区産業観光課：0256-72-8431

更新日付：2024/4/10

制度の名称	**新潟市令和6年能登半島地震により被災した農地等小規模災害復旧事業**
支援の概要	工事費が 13 万円以上 40 万円未満の農地・農業用施設の復旧費を支援します。
支援の種類	補助
支援の内容	●令和 6 年能登半島地震により被災した農地･農業用施設の復旧事業に係る農家等の負担を軽減し、速やかな復旧を図るための補助金制度です。 ●被災所在地が市内にあるもので、1 箇所の工事費が 13 万円以上 40 万円未満の復旧を行う事業が補助対象です。
対象者	（1）土地改良区（連合） （2）農業協同組合（連合） （3）農家組合、水利組合および共同施行者
措置の期間等	令和 6 年 3 月 27 日～令和 8 年 3 月 31 日 (補助対象施設は、令和 6 年 5 月 31 日までに被害報告があったものに限ります。)
申請方法	●各区役所農政担当課窓口 （東区、中央区は江南区産業振興課） （南区は南区建設課）
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/R6jisinshosaigai.html
電子申請	
お問い合わせ	平日 8 時 30 分から 17 時 30 分 ・北区産業振興課：025-387-1365 ・江南区産業振興課：025-382-4821 ・秋葉区産業振興課：0250-25-5688 ・南区産業振興課：025-372-6525 ・西区農政商工課：025-264-7612 ・西蒲区産業観光課：0256-72-8431

更新日付：2024/7/10

制度の名称	**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**
支援の概要	商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対して、無担保・無保証人で融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 ２，０００万円 ②貸付金利 令和６年７月１日現在１．４５％
対象者	●以下の１及び２の要件を満たす方 １．小規模事業者 常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人以下）の法人・個人事業主 ２．商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html
電子申請	
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会 新潟商工会議所 025-290-4411 亀田商工会議所 025-382-5111 新津商工会議所 0250-22-0121 新潟西商工会 025-262-2316 赤塚商工会 025-239-2315 新潟こうなん商工会 横越本所 025-385-2773 新潟こうなん商工会 両川支所 025-280-2240 豊栄商工会 025-387-2264

	新潟みなみ商工会 本所 025-373-4181 新潟みなみ商工会 味方支所 025-372-3535 新潟みなみ商工会 月潟支所 025-375-2405 小須戸商工会 0250-38-2560 岩室商工会 0256-82-3209 巻商工会 0256-72-2026 西川商工会 0256-88-3646 黒埼商工会 025-377-3155 潟東商工会 0256-86-2129 中之口商工会 025-375-4181 新潟県商工会連合会 025-283-1311

更新日付：2024/7/10

制度の名称	**生活衛生改善貸付**
支援の概要	生活衛生同業組合等の経営指導を受ける生活衛生関係営業者に、無担保・無保証人で融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	●生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 ２，０００万円 ②貸付金利 令和６年７月１日現在１．４５％
対象者	●以下の１及び２の要件を満たす方 １．小規模事業者 常時使用する従業員が５人以下（旅館業及び興行場営業の場合は２０人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 ２．生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	下記にお問い合わせください。
ホームページ	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html
電子申請	
お問い合わせ	●公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター 025-378-2540

更新日付：2024/7/10

制度の名称	**令和６年能登半島地震特別貸付**
支援の概要	令和 6 年能登半島地震により被災した中小企業・小規模事業者等に対して、事業復旧資金を融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	【対象者】 ①令和 6 年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた方または同災害に伴う停電等により、在庫品または生産・営業設備に直接の被害を受けた方 ②直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方 ③令和 6 年能登半島地震に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある方であって、中長期的に業況の回復が見込まれる方 【貸付限度額】 国民生活事業：①②各融資制度の融資限度額に 6,000 万円を加えた額　③別枠で 4,800 万円 中小企業事業：①②直接貸付 3 億円、代理貸付 7,500 万円　③直接貸付 7.2 億円 【貸付期間】 設備資金：20 年以内[うち据置期間 5 年以内] 運転資金：15 年以内[うち据置期間 5 年以内] 【その他の条件】 その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。
対象者	●中小企業・小規模事業者等
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。

ホームページ	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/202401saigai_m.html
電子申請	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**災害関係保証**
支援の概要	主要な事業用資産等が被災した中小企業者へ、通常の保証限度額とは別枠で保証します。
支援の種類	信用保証
支援の内容	●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（１００％）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証及びセーフティネット保証４号とは別枠で利用できます。
対象者	●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	
ホームページ	https://niigata-cgc.or.jp/
電子申請	
お問い合わせ	新潟県信用保証協会 025-210-5131

更新日付：2024/7/10

制度の名称	**セーフティネット資金（経営支援枠・能登半島地震対応要件）**
支援の概要	令和 6 年能登半島地震により直接に被害を受けた中小企業者等に、運転資金・設備資金を貸し付けます。
支援の種類	貸付
支援の内容	●令和 6 年能登半島地震により直接に被害を受けた中小企業者等に、運転資金・設備資金を貸し付けます。 【限度額】　7,000 万円 【資金使途】　運転資金・設備資金 【貸付期間】　10 年以内（据置 2 年以内） 【貸付利率】　1.15～1.75％
対象者	●自然災害により直接に被害を受けた中小企業者等
措置の期間等	
申請方法	下記にお問い合わせください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/yuushi-notojisinn.html
電子申請	
お問い合わせ	新潟県地域産業振興課 025-280-5240　025-285-6887

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**各種事業者向け融資制度**
支援の概要	被災により売上減少や資金繰りが悪化している中小企業者へ融資します。
支援の種類	貸付
支援の内容	災害等により売上減少や資金繰りが悪化している中小企業者も利用できる融資制度があります。具体的な融資のご利用については取扱いの金融機関へご相談ください。
対象者	●新潟市内で事業を営む中小企業者
措置の期間等	
申請方法	制度によって提出書類が異なりますので、金融機関と融資内容を相談のうえ、下記の受付窓口へ直接申請書類を提出ください。 北区役所産業振興課 東区役所地域課（産業文化振興室） 中央区役所地域課（産業文化振興室） 江南区役所産業振興課 秋葉区役所産業振興課 南区役所産業振興課 西区役所農政商工課 西蒲区役所産業観光課 ※その他各商工会議所・商工会でも受付 詳細は市 HP にて掲載
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jorei/yushi/kashituske/seidoyushi/shogyo20230401.html
電子申請	
お問い合わせ	北区役所産業振興課 025-387-1356 東区役所地域課（産業文化振興室） 025-250-2170 中央区役所地域課（産業文化振興室） 025-223-7054 江南区役所産業振興課 025-382-4809 秋葉区役所産業振興課 0250-25-5689 南区役所産業振興課 025-372-6507

	西区役所農政商工課 025-226-1629（商業振興課） 西蒲区役所産業観光課 0256-72-8454 経済部商業振興課 025-226-1629

更新日付：2024/12/27

制度の名称	**中小企業等の事業再建支援（なりわい再建支援事業）**
支援の概要	被災した工場などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を一部補助します。
支援の種類	補助
支援の内容	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等の一部を補助します。 ●補助率 ・中小企業・小規模事業者：3/4 以内、一部定額補助 ・中堅企業等：1/2 以内、一部定額補助 ●補助上限額 3 億円、一部 1 億円まで定額補助（※） ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合
対象者	●令和 6 年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等
措置の期間等	次回の募集期間は調整中です。 詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/shien-jigyosha.html#cmsnariwai
電子申請	
お問い合わせ	新潟県なりわい再建支援補助金事務局　025-288-6035 受付時間：9:00～17:00（土日祝を除く）

更新日付：2025/5/1

制度の名称	**小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）**
支援の概要	災害からの事業再建計画に基づいて行う取組に要する経費の一部を補助します。
支援の種類	補助
支援の内容	被災小規模事業者が災害からの事業の再建に向けた計画を作成し、計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助します。 ●補助率 補助対象経費の 3 分の 2 以内（一定の要件を満たす場合は定額） ●補助上限額 200 万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者）または 100 万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）
対象者	●令和 6 年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者
措置の期間等	第 7 次公募期間：令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 7 月 28 日 ※最新の情報は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://r6.jizokukahojokin.info/noto/
電子申請	
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会 新潟商工会議所 025-290-4411 亀田商工会議所 025-382-5111 新津商工会議所 0250-22-0121 西新潟商工会 025-377-3155 新潟こうなん商工会 025-385-2773 豊栄商工会 025-387-2264 新潟みなみ商工会 025-373-4181 小須戸商工会 0250-38-2560 新潟にしかん商工会 0256-72-2026 新潟県商工会連合会 025-283-1311

更新日付：2024/4/18

制度の名称	**被災住家等の復旧･再建事業者利子軽減事業**
支援の概要	被災住宅等の復旧工事に必要な資金を借り入れた際の利子相当額を補助します。
支援の種類	補助
支援の内容	令和 6 年 1 月 1 日からの地震被害により被災した建物等の復旧・再建にかかる工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、必要な資金（つなぎ資金）を金融機関から借り入れた場合の利子相当額を支援します。 ●対象：償還期間 1 年以内の短期資金（使途例：資材・燃料・人件費などの運転資金） ●融資は、制度融資か金融機関独自融資かを問いません。 ●震災以降、本事業募集開始前に借り入れた分の利子についても対象とします。 ●補助上限：1 事業者あたり 50 万円、利率 1.55 パーセント（上限額まで複数回の申請が可能）
対象者	以下を全てを満たす中小・小規模事業者 １．被災建物等の復旧・再建に係る工事を請け負う者 ２．新潟市内の被災建物等の復旧・再建に係る工事に必要な資金を確保するため、金融機関から償還期間 1 年以内の運転資金を借入れた者
措置の期間等	詳細は HP をご参照ください。
申請方法	詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/notohantojishin/tsunagi.html
電子申請	詳細は HP をご参照ください。
お問い合わせ	商業振興課：025-226-1629

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**新潟市国際交流協会**
支援の概要	外国語による相談を受け付けています。
支援の種類	外国語による各種相談
支援の内容	電話、窓口での相談 所在地　新潟市中央区礎町通３ノ町 2086 番地（クロスパルにいがた内）
対象者	●市内在住の外国籍市民の方及びその関係者
措置の期間等	受付時間：平日及び土曜日の午前９時から午後５時 対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ロシア語・フランス語
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.nief.or.jp/
電子申請	
お問い合わせ	新潟市国際交流協会　電話　025-225-2727　E-mail　kyokai@nief.or.jp

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**新潟県国際交流協会**
支援の概要	外国語による相談を受け付けています。
支援の種類	外国語による各種相談
支援の内容	電話、窓口、メール、オンラインでの相談 所在地　新潟市中央区万代島５番１号　万代島ビル２階（朱鷺メッセ内）
対象者	●県内在住の外国籍市民の方及びその関係者
措置の期間等	受付時間：平日午前 10 時から午後 5 時（外国人相談センター） 対応言語：日本語・英語・フィリピノ語・タイ語・ベトナム語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語
申請方法	
申請に必要なもの	
ホームページ	https://www.niigata-ia.or.jp/
電子申請	
お問い合わせ	外国人相談センター　電話　025-241-1881　E-mail　nia10@niigata-ia.or.jp ※オンライン相談は新潟県国際交流協会の HP より予約が必要です

更新日付：2025/4/23

制度の名称	**災害ごみ（能登半島地震）自己搬入の処理手数料減免制度**
支援の概要	地震によって破損した家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定5品目）を本市清掃センターに自己搬入する場合、処理手数料が無料になります。
支援の種類	減免
支援の内容	●地震によって破損した家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定5品目）を本市清掃センターに自己搬入する場合、事前に減免申請することで、処理手数料が無料になります。
対象者	公費解体を申請し、解体が完了していない者で、本市清掃センターに自己搬入する場合
措置の期間等	被災家屋の解体が完了するまでの期間
申請方法	所定の申請様式に記入し、各区役所へ持参または、廃棄物対策課へ持参もしくは郵送
申請に必要なもの	詳細はHPをご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/oshirase/junsui20240101.html
電子申請	
お問い合わせ	環境部　廃棄物対策課　　025-226-1403

更新日付：2024/2/7

制度の名称	**水道料金・下水道使用料の減免**
支援の概要	一部損壊以上または地震による漏水で水道使用量が増加した方の、水道料金・下水道使用料を減免します。
支援の種類	減免
支援の内容	●地震により住宅被害を受けた方及び地震による漏水などで使用量の増加があった方に対し、水道料金・下水道使用料を減免します。
対象者	●罹災証明書の交付を受けた方 罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」の判定を受けた方 ●地震による漏水などで使用量の増加があった方 （1） 漏水箇所の修理を終え、修繕報告書の提出があった場合 （2） 当分の間修理ができない場合 （3） 修理しないで転居する場合 （4） 不可抗力により通常の使用量より著しく多量になった場合
措置の期間等	
申請方法	●詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/oshirase/jishin_genmen.html
電子申請	HP に電子申請フォームへのリンクを掲載しています。
お問い合わせ	新潟市水道局料金課料金グループ/秋葉営業所 お客さま専用フリーダイヤル　電話：0120-411-002

相談窓口[Z001]

更新日付：2024/3/27

制度の名称	**各種相談窓口**
支援の概要	地震に関するいろいろなお困りごとの相談に応じます。
支援の種類	相談窓口
支援の内容	●地震による各種お悩みに対し、以下のとおり相談窓口を開設しています。 ・こころとからだの相談窓口 ・士業等による臨時相談窓口 ・市民専用の法律・税務・民事等に関する無料相談 ・災害復興住宅融資に係る相談窓口 ・外国籍市民の方のための相談窓口
対象者	●地震に関連する各種お悩みをお持ちの方
措置の期間等	
申請方法	●詳細は HP をご参照ください。
申請に必要なもの	詳細は HP をご参照ください。
ホームページ	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/noto-sodanmadoguchi.html
電子申請	
お問い合わせ	

発　行：令和７年７月16日

編　集：新潟市危機管理防災局

TEL　025-226-1146

FAX　025-224-0768

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地１